

香川縣市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第6号

香川縣市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

香川縣市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(評定者及び調整者) 第6条 略				(評定者及び調整者) 第6条 勤務評定を行う者（以下「評定者」という。）及び勤務評定の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次のとおりとする。			
略				略			
副校長及び教頭	略			教頭	略		
職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	被評定者の所属する学校の副校長又は教頭	略		職員（校長及び教頭を除く。）	被評定者の所属する学校の教頭	略	
2 略				2 略			

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。